

花の部ざふ祭りひだ・井の花祭り
平成十五年四月〜十七年三月



8 2003

東濃各地で陶磁器の新作展示会 ~土岐・瑞浪~ (記事2頁)



岐阜県
中小企業団体中央会
岐阜市藪田南5丁目14番53号
岐阜県県民ふれあい会館12階
毎月15日発行
購読料 年間1,500円(1部125円)
発行人 森本安彦
事務局直通電話
管理調整 058-277-1100(代)
広報振興 058-277-1101
組織指導 058-277-1102
調査労働 058-277-1103
情報企画 058-277-1104
事務局 FAX 番号 058-273-3930

主記事
組合等の動き 陶磁器新作展示会 組合ホームページ紹介ほか 2~3
海外レポート(オランダ) 4 六月の景況調査 5
組合会計クリニック 退職給与引当金繰入の税制改正 6
中小企業退職金共済制度のお知らせ 7
事務局だより(新規高卒者の求人確保 残暑見舞広告ほか) 8~9



中小企業の再生をサポートする、県中小企業再生支援協議会がこのほど発足した。これは、国が全国道府県に各一カ所設置するもので、全国各地に進められており、岐阜は全国で三十四番目となる。設置場所は、岐阜商大会議所(岐阜市神田町)である。

中小企業再生を支援

県中小企業再生支援協議会

協議会のメンバーは、県内の経済団体や金融機関、弁護士会、信用保証協会などで構成。設置の目的は、厳しい経営環境下において、多種多様な事業内容や地域特有の課題を持つ中小企業の特性を踏まえ、岐阜県内の中小企業再生の支援を行うこととしている。日本の企業の九十九・七%は中小企業。日本経済の基盤を支えているだけに、再生は重要課題となっており、国と地域が一体となって取り組む体制ができた。中小企業は、企業数が全国で四百三十八万社あり、業種も業態も多岐にわたっている。特に、岐阜県のように地場に結びついた地域ほど

きめ細かな支援体制が不可欠となっている。支援協議会では、支援業務責任者などの専門家を配置して、再生に向けた相談を受けつけ、助言や再生計画の作成などを手助けする。さらに、地域の金融機関や信用保証協会、中小企業関連機関なども連携し複合的な支援を行う。支援協議会では、主力銀行の協力を得られることなどを条件に、支援するかどうかを決める。支援する場合は、弁護士、公認会計士などからなる専門チームを編成して支援する。再生が困難な場合は、法的再建に向け弁護士などを紹介する。中小企業の場合は、相談するところも限られやむを得ず倒産に追い込まれる例が多い。そのため、事前の対応が早いほど再建の可能性は高い。金融機関からの借入に多くを依存する中小企業は、担保余力も無くなつて下の中で、借入金を減らすことができず苦慮している。再生のための支援策の一層の充実と一刻も早いデフレ克服と景気回復が望まれる。

秋・冬の最新作紹介

陶磁器の新作展示会

土岐市陶磁器工業協同組合連絡協議会の秋・冬新作展「セラミックメッセ土岐 ニューコレクション2003」が、七月二日から二日間、多治見市東町のセラミックパークMINOで開催された。

この新作展は、昨年までセラトピア土岐(土岐市)で開催されていたが、今年は新会場で雰囲気を一刷新した。

会場には、市内七地区の陶磁器工業協同組合(泉・土岐津・土岐津西部・下石・妻木・駄知・



ニューコレクション2003

肥田)を構成している百四十二社が出展。食器セットや花器、茶高炉など、各社さまざまな製品を紹介し、各ブースでは開発を担当したデザイナーが直接、商品説明を行うなど、展示会ならではの光景が見受けられた。

土岐津西部陶磁器工業協会の土本理事長は「厳しい経済環境の中で各社とも個性的な商品開発に力を入れており、デザインや形状などの要素で、女性の活躍がめざましい。消費者の方にも商品を見ていただき、その反応を今後の商品開発に活かしたい」と話しており、今までの組合の活性化が図れることを期待している。

また、瑞浪市総合文化センターでは七月三十日から二日間、秋から冬に向けた新商品を提案する「みずなみ四季の器展(不念)」(瑞浪陶磁器工業協同組合主催)が開催された。

会場には、組合員各社が持ち寄った食器類を中心に、シンプルな造形で、温かい色合いの商品が多く展示されていた。

どんぶり会館5周年記念

多彩なイベント開催

土岐市肥田町の道の駅「どんぶり会館」が七月十九日(二十一日)の日程で、開館5周年記念イベントを開催した。

このどんぶり会館は市が建設し、とき窯元共販協同組合が運営している。館内は、陶磁器の即売展示場や作陶施設を備え、年間来場者数は五十万人前後と堅調に客足を確保している。

イベントでは、マグカップなどの絵付け体験や、三重、静岡県などの十二カ所の道の駅との交流物産展、近隣の十一メー



5周年記念セレモニー

カーを訪ねる「窯やめぐり」などが行われた。

このほか、買物客に美濃焼や花のプレゼントをするなど、訪れた来場者を楽しませていた。

組合のさらなる充実発展をめざして

県弁護士協・10周年記念祝賀会

岐阜県弁護士協同組合(由良久理事長)は、七月四日に岐阜ルネッサンスホテルで「創立10周年記念祝賀会」を開催した。祝賀会には、組合員をはじめ、全国弁護士協同組合連合会の二宮忠理事長、本会の社会長も来賓として出席、式典の部の中で感謝状の贈呈も行われた。由良理事長のあいさつでは、「失われた十年と言われている

が、今後の十年は美りある十年にしていかなければならない。新規事業の開発、IT利用による活動領域の拡大等も検討し、組合のさらなる充実発展を進めていきたい」と抱負を語った。

また、「長良川の鵜飼」をテーマに、宮内庁式部職十九代鵜匠の山下哲司氏による記念講演や鵜飼観覧が行われ、出席者からは感嘆の声があがっていた。

残暑お見舞申し上げます

岐阜県中小企業団体中央会

会長 辻 正

〒501 6257 岐阜市藪田南5丁目14番地53号

県民ふれあい会館 12階

TEL 058 277 1100 FAX 058 273 3930

創立10周年記念祝賀会



県弁護士協・創立祝賀会

覗いてみませんか?組合ホームページ

目利き人が旬の食材を紹介!

岐阜食品青果協同組合は、インターネットホームページ(H.P.)で、卸売市場の目利き人が目利きした旬の果物や野菜を紹介している。同組合は、岐阜中央卸売市場に事務所があり、約五百店の小売業者で組織している。毛利静雄理事長は、「新鮮食料品に携わって四十年の目利き人が、旬の食材を選別しております。旬の食材といっても、果物に存在する本当



組合ホームページ

に美味しい期間とは一産地十日間ほどしかなく、卸売市場のブランクの目で品質と旬にこだわり、「逸品」だけを逐次紹介しております」と話している。また、岐阜大学農学部の前沢重禮教授の研究室が糖度などの品質分析、流通戦略に加わっており、人間の目と数値化された情報をともに、最高の旬の素材を紹介している。

【HPアドレス】
<http://www.gisekyou.or.jp>
 中央会のHPを覗いたことはございますか?中小企業施策の

売掛金確保について学ぶ

岐阜県中小企業団体中央会レディースクラブ(加藤智子会長)は七月二十四日、県民ふれあい会館で女性経営者懇談会を開催した。

中央会レディースクラブ

講師に弁護士伊藤公郎氏を招き、「ここがポイント!売掛金

商工中金新支店長に矢野氏

吉田前支店長は本店業務推進部へ

商工組合中央金庫岐阜支店の吉田明史支店長は、七月十一日付けの人事異動で本店の業務推進部参事役へ栄転。その後任として東京支店営業第二部長の矢野周二(やの しゅうじ)氏を岐阜支店長に迎えた。

豆知識 というテーマで懇談を行った。参加者は、売掛金についての基礎知識を深め、倒産対策や小切手の扱いなどについて学んだ。

躍された後、平成十年三月に本店業務推進部次長に就任、その後、那覇支店長を経て平成十三年三月から東京支店営業第二部長を務められていた。

国土交通大臣表彰を受賞

羽島総合建設協同組合

七月十日に国土交通省内で執行われた「平成十五年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰」において、羽島総合建設協同組合(山本孝理事長)が表彰を受けた。

また、環境問題に考慮した土木建設関連リサイクル工場及び研究開発事業等への進出も検討しており、今後ますますの発展が期待されている。

今回の表彰は、設立後二十年以上経過し、業界の発展に功績があった優良団体としての受賞である。

昭和五十二年七月に十五組合員で設立。主要事業としては、資材の共同購買や建機の共同利用等を展開している。



理事長の山本孝氏



辻会長(左)と矢野新支店長(右)

建設足場事業協同組合

理事長 青山 夔

羽島市福寿町6丁目21番地1
 リバティ第一ビル

☎ 058 397-0233 〒 501-6257
 FAX 058 3 9 7 - 0 2 3 7

◆全国労働衛生週間「見つめて下さい心とからだ 見なおしましょう職場環境」

九月一日〜九月三十日(準備期間) 十月一日〜十月七日(本週間)

【厚生労働省】

海外駐在員レポート

「オランダ中小企業の海外戦略」

岐阜県オランダ駐在員 村田高広

オランダは人口1580万人程度の小さな国だが、GNPは世界15位にランクする。この国の経済を支えるのはGNP(国民総生産)の60%近くを占めるサービス産業で、ヨーロッパ最大の海の玄関口として発達したロッテルダム港や、ヨーロッパ第4位のアムステルダム・スキポール空港に象徴される運輸産業が中心となり、銀行、保険、通信などが重要産業となっている。一方でチューリップやチーズから連想される農業はGNPの4%と決して高くはない。しかし、伝統的な産業から生まれる新しい技術を生かすのも得意であり、バイオ技術や環境技術などでも先進的な技術開発を産官学が一体となって積極的に取り組み、成果を上げている。

オランダの研究開発

オランダは小さな国で天然資源も乏しいことから、知的開発とその応用に関心が高い。企業、大学、研究機関では年間70億ユーロもの研究費が費やされ、6万人もの研究者が新技術の開発と生産効率向上のための研究を行っている。

当国においてはフィリップスやシェル、ユニリーバなどの多国籍企業が研究開発を牽引しているが、公的機関である革新センターネットワークなどを通じて中小企業の研究開発も奨励する。上記研究費のうち約半分は民間企業が、残り4分の1ずつを大学と公的研究機関が費やしているが、産官学が一体となって研究開発を進める環境が整っている。こういったことからオランダの研究開発は極めて実践的で、医療、食品・種苗、農業、土壌、船舶、航空機、化石燃料、再生可能エネルギー関連など広範な分野でハイテク技術が実証され、新たなビジネスを生み出している。この結果、オランダの中小企業は独自の技術を持ち、国際的にビジネスを展開する元気な企業が多い。

企業のマッチング

オランダで、こういったハイテク技術を持った同国の企業と、日本企業をつなげる仕事をしているCDI Japan Insite社の北村氏に話を伺った。

同氏が注目するオランダ企業は、バイオテクノロジーや環境などの分野。最近、同社で手がけた事例

では、生産活動によって汚染された土壌を、簡便で効率的に浄化するシステムを開発したハック(Hak)社と、その技術を導入したいという日本企業6社を、そのノウハウの売買という形をつないだ。この技術は、電極を土中に差し込み電流を流すことによって土壌中の重金属類や化学物質を無害化するという革新的な技術である。これはオランダの進んだ環境関連技術と、日本人の健康や生活環境に対する意識の高さからくるニーズに目を付けた企業のマッチングである。

もう一つの事例は、水に関するハイテク技術。低地王国オランダでは治水、灌漑技術だけでなく、地下水位が高いことなどから水質浄化に関する技術にも関心が払われてきた。あるオランダ企業が持つ超音波による藻の破壊技術に関するマッチングも手がけた。

技術交流の提言

オランダは北欧、ドイツなどと並ぶ環境先進国であり、政策として環境規制が非常に厳しい。しかし、企業はそれをビジネスチャンスとして、中小企業レベルから新技術の開発に積極的である。日本においても今後は企業が環境規制を受け経営の負担になる事態がますます深刻になると予想される。逆に、これをいち早くクリアする事、またはその技術を持つことが大きなアドバンテージになると捉えて、そこに投資することがいかに有意義であるかをオランダから学べるのではないだろうか。

また、北村氏は「日本にも世界に誇れる優秀な技術を持った中小企業はたくさんあるのに、その技術を輸出しようという発想が意外に無い。そういった技術を求めている欧州の企業も多いのでは。」と言い、大切なのは「キラリと光る技術を持つこと」とも。

世界に目を向け、同氏の言う「キラリと光るもの」を持つ企業が技術交流することが県内産業の基盤強化につながるのではないだろうか。



組合会計クリニック

退職給与引当金繰入の税制改正について

Q 平成14年度の税制改正において、退職給与引当金への繰入額が損金算入できなくなり、今までの積み立て分を取り崩さなければならないとのことですが、詳しく教えてください。

法人税法上の取り扱い

A 平成10年度の税制改正に基づき、退職給与引当金は、累積限度額の要支給額に対する割合が段階的に引き下げられ、20%まで縮減する措置が講ぜられてきましたが、平成14年度の税制改正において、「退職給与引当金制度」(法人税法第54条)が廃止されることとなりました。

この改正により、退職給与引当金の繰り入れは、平成13年度の27%を最後として、以後の事業年度から、新たな繰り入れを認めないこととなり、また、法人を有する退職給与引当金勘定の金額については、中小法人(資本金1億円以下の普通法人)及び協同組合は10年間、それ以外の法人は4年間で取り崩して益金に算入しなければならないこととなりました。

事業協同組合等の定款では「職員退職給与の引当」として、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする、と明記されている組合が多いと思われますが、平成14年度以降は、会計上退職給与引当金を繰り入れても、税務申告ではこの金額を別表4において全額「加算」の調整を行うこととなります。

平成14年4月以降に始まる事業年度の退職給与引当金の取り崩し(損金算入してきた部分について)は、次のように取り扱うこととなりました。

中小法人と協同組合等については、10年間の長期にわたり、10%ずつの均等額の取り崩しが認められております。それ以外の法人については「退職給与引当金制度の廃止にともない、廃止前の退職給与引当金勘定の金額については、4年間(平成14年度及び平成15年度については、その金額の10分の3ずつ、平成16年度及び平成17年度については、その金額の10分の2ずつ)で取り崩す」となり、その取り崩し期間を4年間(平成14年度・15年度・16年度・17年度)とし、最初の2年間は30%ずつ、後の2年間は20%ずつという不均衡な取り崩しとなりました。

なお、上記の処理は法人税法上の取り扱いを述べたもので、退職給与引当金の取り崩しは必要となります。しかし、組合会計処理上の取り崩しについては、組合の任意となります。

お問い合わせ

岐阜県中小企業団体中央会 組織指導チーム

TEL: 058-277-1102 FAX: 058-273-3930

「組合クリニック」は今後シリーズ化をしていく予定です。皆様からの組合運営・会計等に関する、質問・疑問等がありましたら、テーマとして取りあげたいと思いますので、広報振興チームまで、お知らせ下さい。

中小企業退職金共済制度～退職金は中退共制度で～

中退共制度とは.....

昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。中小・零細企業においては単独では退職金制度をもつことが困難である実情を考慮して、中小企業の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。

中退共制度の特色

有利な国の助成：掛金の一部を国が助成します。

1. 新しく中退共制度に加入する事業主に掛金の1/2(上限5,000円)を1年間、国が助成します。

2. 掛金月額(18,000円以下)を増額する事業主に増額分の1/3を1年間、国が助成します。

非課税の特典：有利な税法上の特典

中退共制度の掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

簡単な管理：毎月の掛金は口座振替

加入後の面倒な手続きや事務処理がなく、管理が簡単です。また、掛金は口座振替で納付できるので手間もかかりません。

退職金は直接従業員へ：機構(勤労者退職金共済機構)から直接支給

退職金は、機構・中退共本部から直接、退職する従業員の預金口座に振込まれます。

事業主には、退職金の支払いをお知らせいたします。退職金は一時支払いのほかに、本人の希望により全部または一部を分割して受け取ることができます。

いろいろな通算制度：過去の勤務期間の通算や退職金のポータビリティ

1. 過去の勤務期間の通算

2. 掛金納付月数の通算(企業転職の場合)

3. 特定退職金共済制度との通算

加入の条件

加入できる企業

	常用従業員数	資本金・出資金
一般業種(製造・建設業等)	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下
小売業	50人以下	5千万円以下

(従業員数または資本金のどちらか一方を満たしていれば加入できます。)

お問い合わせ

岐阜県中小企業団体中央会 調査労働チーム TEL: 058-277-1103 FAX: 058-273-3930

中小企業退職金共済事業本部

TEL: 03-3436-0151(代表)

FAX: 03-3436-0400

URL: <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

◆ 中央会は、所得補償制度を推薦します！

問い合わせ先

岐阜県中小企業団体中央会

広報振興チーム

〇五八・二七七・二二〇



中央会ホームページ
URL: <http://www.shokukai-gifu.or.jp/>
Eメール
Info@shokukai-gifu.or.jp

新規高校卒業者の求人要望

岐阜労働局長

岐阜労働局の小野晃局長が「新規高校卒業者の求人枠の確保・拡大」について、本会会員に対する周知・協力に関する要望書を辻正会長に手渡した。その要旨は次のとおり。

るところであります。

こつした中、本年六月末現在県内八ローワークで受理した来春高校卒業予定者に係る求人は前年同期比一三・七%減少し、非常に厳しい状況となっております。

『雇用失業情勢は、有効求人倍率が低水準で推移すると共に完全失業率も高い水準にあり、依然として厳しい状況が続いている。』

学卒求人手控えの理由には即戦力を確保するため高卒求人から一般求人への変更、先行き不透明感から定期採用を見送る等が要因として考えられるところ。



要望書を受取る辻会長

これから社会に出ようとする新規高校卒業者の期待に応え、意欲にあふれた職業生活が実現できるよう、求人枠の確保・拡大につきまして、格別の御理解を賜りますとともに、貴団体傘下の会員企業等にも、この旨御周知くださいますようお願い申し上げます。

また、七月九日には岐阜県教

育委員会の郷峰男教育次長が本会へ来会し、来春高卒予定者の求人確保の協力依頼があった。

「県内経済の活性化及び地元企業発展のためにも、将来を担う若い人材の確保に向け、若者が夢をもって職に就くことができる採用枠の確保・拡大についてご協力をお願いしたい」との旨の要請があった。

少子高齢化が進む中、若年労働力の確保・育成は重要な課題です。組合及び組合員企業の皆様方のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

定年等退職後の生涯生活設計セミナー「参加者募集

定年等により退職が予定されている方々を対象に、退職後の生活の大きな変化に円滑に対応していくため、より充実した活力ある豊かなライフスタイルとなるよう必要な心構えや、知識・情報などを提供し理解を深めていただきます。

是非、皆様の参加をお待ちしております。

【大垣会場】九月十七日(水)九時～十六時四十五分 大垣フォーラムホテル(定員六十名)

【岐阜会場】九月二十六日(金)九時～十六時四十五分 ウェルサ

中部経済産業局長に

細川昌彦氏就任

中部経済産業局の大道正夫前局長の後任として、細川昌彦氏が就任され、七月二十二日に就任あいさつとして本会に来会された。細川氏は、旧通産省(現経済産業省)に入省、前職の貿易管理部長をはじめ、警務部長として山形県警への出向や、ジェトロのニューヨークセンター次長などを歴任されている。



細川新局長(右)と辻会長(左)が談笑

中小企業組合会計実務研修会のご案内

平成十五年度税制改正において、消費税の事業者免税点制度の適用上限が三千万円から一千万円に、簡易課税制度の適用上限が二億円から五千万円に引き下げられる等の措置が、法人において、来年四月一日以後に開始する課税期間について適用されることになりました。そこで、本会では、『知っておこう！消費税の仕組みと申告実務』の

【お問い合わせ先】
参加費 六千円
(社)岐阜県雇用開発協会
☎〇五八(二五二)七三三三

是非、ご参加下さい！
【飛騨会場】九月十日(水) 高山市文化会館

【岐阜会場】九月十一日(木) 県民ふれあい会館

【東濃会場】九月十二日(金) 岐阜県陶磁資料館

いずれの会場も、午後一時三十分からです。

ご存知でしたか? 岐阜労働局ホームページ

岐阜労働局には数多くの助成金制度が設けられております。事業主に対する制度や創業(起業)する方に対する制度などが整備されています。

一度アクセスして覗いてみて

「暑中見舞・残暑見舞広告」のお礼 【広報振興チーム】

この度、『岐阜県中小企業情報』における「暑中見舞広告」(七月号・第五二五号)並びに「残暑見舞広告」(八月号・第五二六号)に多数のご協賛・ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

下さい。お役にたつ情報がきっと見つかるはずですよ!

【HPアドレス】

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/rodou/bunryaindex.htm>

『ベンチャーふれあいの場』

創業を計画中の方、創業後の様々な経営課題に直面されている方々等を応援するための交流事業「ベンチャーふれあいの場」を開催します。

【内容】シンポジウムⅡ創業・ベンチャー企業による事例発表・意見交換

【日時】九月二十四日(水) 十三時三十分～十五時三十分

【場所】県民ふれあい会館3F 中会議室

【お問い合わせ】岐阜県中央会 TEL058(二七七)二一〇一

七月

4日 岐阜県弁護士(協)創立10周年記念祝賀会

6日 (社)岐阜県鍼灸マッサージ師会藤井成幸氏勲四等瑞宝章受賞祝賀会

8日 青年中央会 第3回役員会・ふれあいボーリング大会 (大垣フォーラムホテル)

8～9日 東海・北陸ブロック事務局代表者会議(愛知県)

9日 岐阜労働局次長来会(中)



16日 東海財務局岐阜財務事務所長来会(中央会役員室)

22日 中部経済産業局細川昌彦新局長来会(中央会役員室)

23日 組合等活性化情報編集委員会(県民ふれあい会館)

24日 中央会レディースクラブ・女性経営者懇談会(県民ふれあい会館)

25日 岐阜県農業機械商業(協)野武雄黄綬褒賞受賞記念祝賀会(岐阜グランドホテル)

岐阜県電気工事業(工組)田力黄綬褒賞受賞記念祝賀会(岐阜グランドホテル)

03 残暑お見舞い 申し上げます



岐阜県砂利協同組合

理事長 井上 孝二

岐阜市東鶯1丁目31番地の1
 ☎ 058 273-3300 〒500-8281
 FAX 058 276-1901
<http://www.chuokai-gifu.or.jp/ken-jari/>

木曽三川砂利特定採取協同組合

理事長 井上 孝二

岐阜市東鶯1丁目31番地の1
 ☎ 058 273-3300 〒500-8281
 FAX 058 276-1901

岐阜県情報産業協会

社団法人 会長 辻 正

岐阜市藪田南5丁目14番53号
 岐阜県県民ふれあい会館12階
 岐阜県中小企業団体中央会内
 ☎ 058 277-1104 〒500-8384
 FAX 058 273-3930
<http://www.chuokai-gifu.or.jp/gia/>

岐阜県電機工業会

社団法人 会長 内藤 哲男

岐阜市藪田南5丁目14番53号
 岐阜県県民ふれあい会館12階
 岐阜県中小企業団体中央会内
 ☎ 058 277-1101 〒500-8384
 FAX 058 273-3930

岐阜県食品産業協議会

会長 安江 政弘

岐阜市藪田南5丁目14番53号
 岐阜県県民ふれあい会館12階
 岐阜県中小企業団体中央会内
 ☎ 058 277-1102 〒500-8384
 FAX 058 273-3930
<http://www.chuokai-gifu.or.jp/syokusan/>

「ITで拓く新規ビジネス」アジア市場の可能性」九月十八日(木) 十三時三十分(財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部